

○ 釧路市ユース・ホステル条例

昭和 37 年 10 月 4 日

釧路市条例第 24 号

昭和 37 年 12 月 22 日 条例第 28 号

昭和 45 年 10 月 24 日 条例第 39 号

昭和 45 年 12 月 23 日 条例第 47 号

昭和 47 年 3 月 29 日 条例第 22 号

昭和 49 年 3 月 29 日 条例第 16 号

昭和 50 年 3 月 26 日 条例第 22 号

昭和 52 年 4 月 4 日 条例第 8 号

昭和 57 年 3 月 24 日 条例第 23 号

昭和 63 年 3 月 24 日 条例第 12 号

平成 6 年 3 月 24 日 条例第 1 号

平成 8 年 3 月 15 日 条例第 13 号

平成 12 年 3 月 22 日 条例第 5 号

平成 17 年 6 月 17 日 条例第 23 号

(設置)

第 1 条 主として青少年の健全な旅行を奨励するため、低廉な使用料で規律正しく宿泊させ、又は交歓させる施設として、ユース・ホステルを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 ユース・ホステルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釧路ユース・ホステル	釧路市鶴ヶ岱 3 丁目 7 番 23 号

(事業)

第 3 条 ユース・ホステルは、次の事業を行う。

- (1) 宿泊施設を提供すること。
- (2) 集会のための会場を提供すること。
- (3) 本市の地理、歴史、風俗、産業等を紹介すること。
- (4) その他、市長が必要と認めた事業

(職員)

第4条 ユース・ホステルに必要な職員を置く。

(使用承認)

第5条 ユース・ホステルを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 次の各号の1に該当する者は、ユースホステルを使用することができない。

- (1) 伝染性疾患にかかっている者
- (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 一定の住所を有しない者
- (4) その他市長が不適當と認める者

(使用料)

第7条 ユース・ホステルの使用料は、別表により算定した額に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の使用料は、ユース・ホステルを使用する際、あらかじめ納付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号の1に該当するときはユース・ホステルの使用を停止し、又は使用の承認を取消すことができる。

- (1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他管理上不適當と認めるとき。

(賠償責任)

第11条 使用者は、建物、設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和37年12月22日規則第24号により昭和38年1月4日から施行)

附 則 (昭和37年12月22日条例第28号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和37年12月22日規則第24号により昭和38年1月4日から施行)

附 則 (昭和45年10月24日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年12月23日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月29日条例第16号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月26日条例第22号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月4日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月24日条例第23号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月24日条例第12号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日条例第1号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 1 5 日条例第 1 3 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 2 日条例第 5 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 6 月 1 7 日条例第 2 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

別表（第 7 条関係）

名称		単位	金額
宿泊料		一泊	1, 8 0 0 円
食事料		朝食	6 0 0 円
		夕食	1, 0 0 0 円
自炊料		1 回	2 0 円
スリーピングシート		1 回	2 0 0 円
集会室		1 日	2 0 円
暖房料（1 1 月～5 月）	集会室利用者	1 回	3 0 円
	宿泊者	1 泊	2 0 0 円
（備考）宿泊者が宿泊時間中において集会室を使用する場合には、集会室に係る金額は、加算しない。			